

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

中川郡池田町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 池田町全域

(1) 現況

当地域は、十勝平野の中央やや東部に位置し、十勝川と利別川、二つの河川流域が平坦な農耕地域として広がり、そのほとんどがほぼ平坦な地域で形成されている。経営形態は畑作、酪農、肉牛、野菜等それぞれの組み合わせによる多種多様な複合経営が展開されており、特に近年では、ネバリスター、つくねいも、にんにくに代表される新品種・新規作物の導入や農産物加工等を通じた農業所得向上の取組みも始まっている。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少により、経営体質強化に向けた担い手への農地の集積化のさらなる推進が求められている。

併せて、地域において化学肥料・化学農薬による環境負荷を低減させるため、地域環境に配慮した農業生産方式の普及や、農業景観・環境保全維持活動についても、より一層の積極的な取組みが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同条第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。